

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正前（平成二十九年十二月十一日公表の改正後のもの（未施行））	改 正 後
<p>III 銀行監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>III-4 銀行法等に係る事務処理</p> <p>III-4-9 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>III-4-9-4 開示に当たっての留意事項</p> <p>III-4-9-4-4 自己資本の充実の状況等の開示（施行規則第19条の2 第1項第5号ニ、第19条の3第1項第3号ハ、第19条の5、第34条の26第1項第4号ハ、及び第34条の27の2関係）</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 四半期ごとの開示事項 【国際統一基準行・国際統一基準持株会社】</p> <p>① 開示告示第6条及び第9条に規定する事項につき、バーゼル合意の趣旨を踏まえ、四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項（過去情報も含む。）をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を預金者、投資家等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。</p> <p>また、開示告示第6条に掲げる銀行における四半期の開示事項のうち、<u>第1項第9号から第11号まで、第2項並びに第3項第9号から第11号まで及び第13号から第16号まで</u>に掲げる事項又は第9条第1項に掲げる銀行持株会社における四半期の開示事項のうち、<u>第9号から第11号まで及び第13号から第14号まで</u>に掲げる事項を開示する場合には、対象となる四半期の末日を基準日とする金融商品取引法第24条</p>	<p>III 銀行監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>III-4 銀行法等に係る事務処理</p> <p>III-4-9 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>III-4-9-4 開示に当たっての留意事項</p> <p>III-4-9-4-4 自己資本の充実の状況等の開示（施行規則第19条の2 第1項第5号ニ、第19条の3第1項第3号ハ、第19条の5、第34条の26第1項第4号ハ、及び第34条の27の2関係）</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 四半期ごとの開示事項 【国際統一基準行・国際統一基準持株会社】</p> <p>① 開示告示第6条及び第9条に規定する事項につき、バーゼル合意の趣旨を踏まえ、四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項（過去情報も含む。）をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を預金者、投資家等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。</p> <p>また、開示告示第6条に掲げる銀行における四半期の開示事項のうち、<u>第1項第2号から第4号まで及び第6号、第2項並びに第3項第2号から第4号まで及び第6号から第11号まで</u>に掲げる事項又は第9条第1項に掲げる銀行持株会社における四半期の開示事項のうち、<u>第2号から第4号まで及び第6号から第11号まで</u>に掲げる事項を開示する場合には、対象となる四半期の末日を基準日とする金融商品取引法</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正前（平成二十九年十二月十一日公表の改正後のもの（未施行））	改 正 後
<p>第1項若しくは第3項の規定に基づく有価証券報告書、同法第24条の4の7第1項の規定に基づく四半期報告書又は同法第24条の5第1項の規定に基づく半期報告書の公表後、速やかに行うことが適当である。</p> <p>開示告示第6条及び第9条に掲げる開示事項のうち、同告示別紙様式第8号第二面から第四面に基づいて開示する場合には、同四半期報告書の公表後、変動要因の分析に要する時間を勘案しつつ、速やかに行うことが望ましい。</p> <p>他方、これ以外の開示事項については、同四半期報告書の公表後、速やかに行うことが望ましい。</p> <p>② 開示告示第6条第1項第11号又は第9条第1項第11号に掲げる「自己資本調達手段に関する契約内容の詳細」については、第6条第1項第10号又は第9条第1項第10号に掲げる「自己資本調達手段に関する契約内容の概要」に加えて、当該自己資本調達手段に関する契約の具体的な内容を預金者、投資家等の利用者が容易に知ることができるように記載することが適当である。</p> <p>なお、これらの自己資本調達手段に関する開示事項については、金融機関が自己資本調達手段の発行、償還又は内容の変更等を行った場合には更新する等、利用者が最新の情報を参照できることが望ましい。</p> <p>③ (略)</p>	<p>第24条第1項若しくは第3項の規定に基づく有価証券報告書、同法第24条の4の7第1項の規定に基づく四半期報告書又は同法第24条の5第1項の規定に基づく半期報告書の公表後、速やかに行うことが適当である。</p> <p>開示告示第6条及び第9条に掲げる開示事項のうち、同告示別紙様式第8号第二面から第四面に基づいて開示する場合には、同四半期報告書の公表後、変動要因の分析に要する時間を勘案しつつ、速やかに行うことが望ましい。</p> <p>他方、これ以外の開示事項については、同四半期報告書の公表後、速やかに行うことが望ましい。</p> <p>② 開示告示第6条第1項第4号又は第9条第1項第4号に掲げる「自己資本調達手段に関する契約内容の詳細」については、第6条第1項第3号又は第9条第1項第3号に掲げる「自己資本調達手段に関する契約内容の概要」に加えて、当該自己資本調達手段に関する契約の具体的な内容を預金者、投資家等の利用者が容易に知ることができるよう記載することが適当である。</p> <p>なお、これらの自己資本調達手段に関する開示事項については、金融機関が自己資本調達手段の発行、償還又は内容の変更等を行った場合には更新する等、利用者が最新の情報を参照できることが望ましい。</p> <p>③ (略)</p>
(7) (略)	(7) (略)